

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第90号**

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前												
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</td><td>(1)～(6) 略 <u>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u></td></tr><tr><td>職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況</td><td>(1)～(6) 略 (7) 前年度における昇給への勤務成績の反映状況</td></tr><tr><td>略</td><td>(8)～(10) 略</td></tr></table>	職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略 <u>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u>	職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における昇給への勤務成績の反映状況	略	(8)～(10) 略	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第2条 条例第2条各号に規定する報告事項は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況</td><td>(1)～(6) 略</td></tr><tr><td>職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況</td><td>(1)～(6) 略 (7) 前年度における職員の上昇期間の状況</td></tr><tr><td>略</td><td>(8)～(10) 略</td></tr></table>	職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略	職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における職員の上昇期間の状況	略	(8)～(10) 略
職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略 <u>(7) 公表年度の6月1日における障害者の雇用の状況</u>												
職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における昇給への勤務成績の反映状況												
略	(8)～(10) 略												
職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況	(1)～(6) 略												
職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況	(1)～(6) 略 (7) 前年度における職員の上昇期間の状況												
略	(8)～(10) 略												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。